

○役員等の報酬・手当に関する規程

1987年(昭和62年)6月30日

最近改訂 2020(令和2)年6月1日

(目的)

第1条 この規程は、役員等(理事、監事および評議員ならびに顧問をいう。以下同じ。)の報酬手当について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等には、報酬を支給することができる。

2 報酬を支給する場合には以下の金額を超えないものとする。

理事長 月額 85万円

学院長 月額 85万円

専務理事 月額 75万円

理事長代理 月額 12.6万円

学外理事 月額 5万円

常勤監事 月額 40万円

監事 月額 5万円

学外評議員 評議員会の出席日数に応じた日当 1万円

顧問 理事会の出席日数に応じた日当 1万円

ただし、

① 常勤でない理事長、学院長の場合は、当該報酬月額 $\frac{2}{3}$ とする。

② 学長、校長、事務局長等が理事長代理を兼務した場合は、当該報酬月額 $\frac{2}{3}$ とする。

3 学外理事には、理事会の出席日数に応じた交通費を支給する。ただし、交通費は自宅を起点とし、原則として最短で、かつ経済的と考えられる経路により計算した金額とする。

4 支給額はあらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

(手当)

第3条 役員には、報酬のほか期末手当を支給する。

2 前項の支給対象者は、理事長、学院長、専務理事とし、支給額は報酬月額の5ヵ月分とする。

3 支給額はあらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

(支給方法)

第4条 役員等の報酬および手当の支給方法については、職員の例による。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

付 則

この規程は、1987年(昭和62年)4月1日から施行する。

この規程は、1987年(昭和62年)4月1日から改訂施行する。

この規程は、1992年(平成4年)7月1日から改訂施行する。

この規程は、2004年(平成16年)6月1日から改訂施行する。

この規程は、2005年(平成17年)5月31日から改訂施行する。

この規程は、2006年(平成18年)6月1日から改訂施行する。

この規程は、2011年(平成23年)4月19日から改訂施行する。

この規程は、2014年(平成26年)4月1日から改訂施行する。

この規程は、2014年(平成26年)10月1日から改訂施行する。

この規程は、2017(平成29)年4月1日から改訂施行する。(常勤監事の報酬改定により一部変更)

この規程は、2018(平成30)年2月20日から改訂施行する。(常務理事補佐の廃止および改廃手続きの一部変更による)

この規程は、2020(令和2)年4月1日から改訂施行する。(私立学校法の改正および学外理事等の報酬改定等により一部変更)

この規程は、2020(令和2)年6月1日から改訂施行する。(常務理事報酬の廃止により一部変更)